平成２１年（フ）第５４号
北海道北見市美山町10番地10
債務者　新田　和利
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
北海道北見市美山町10番地10
債務者　新田美恵子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
茨城県土浦市港町２丁目２番32―204号　レグザ土浦アクアガーデン
債務者　飯塚　恵一
1　決定年月日時　平成21年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第６７５号
埼玉県蓮田市大字閏戸206番地の２
債務者　鈴木　玄樹
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１９号
埼玉県新座市栄４丁目６番７号、申立時の住所埼玉県川口市西青木１丁目11番７号　コーポ岡田103号
債務者　宮坂　栄一
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８３８号
埼玉県戸田市笹目５丁目23番地の４　スーブニールＢ―102号室、旧住所埼玉県戸田市笹目６丁目27番地の10　グリーンパークササメ102号室
債務者　笠間　　巖
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８６６号
埼玉県幸手市北１丁目14番19号
債務者　小林　定雄
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８６７号
埼玉県北埼玉郡騎西町大字中ノ目596番地４　なかのめ宿舎１号棟205号室
債務者　管野千代子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８６８号
埼玉県北埼玉郡騎西町大字中ノ目596番地４　なかのめ宿舎１号棟205号室
債務者　管野　久弥
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３２２号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地２街区14棟205号
債務者　友枝　照雄
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３６０号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1347番地64
債務者　鈴木　澄雄
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３６１号
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1347番地64
債務者　鈴木美由紀
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１１号
埼玉県秩父市熊木町21番５号
債務者　新井　　一
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第４４５号
さいたま市南区曲本２丁目９番19号　ＣＥＲＡ武蔵浦和101号室
債務者　小川みや子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
さいたま市大宮区大成町１丁目499番地　第五黒須マンション201
債務者　上間　竜治
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５４８号
埼玉県桶川市大字上日出谷411番地の１　長島ハイツ103号、申立時の住所埼玉県桶川市大字上日出谷918番地の17
債務者　宍戸　ミキ
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６０６号
さいたま市北区奈良町３番地５　大谷コーポ105
債務者　山崎いず美
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係